

各 関 係 団 体 の 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

7月30日、国において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」に追加されたことを踏まえ、第56回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、8月2日から8月31日までの緊急事態措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

現在、7日間新規陽性者数について前週増加比が3週連続で1.6～1.8倍になるなど、急速に感染者が増加しています。今後、さらなるデルタ株への置き換わりが予測され、第四波を大きく上回る感染拡大が懸念されます。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- ・ 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと
- ・ 業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料1 緊急事態措置に基づく要請

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
本通知について
建築振興課 田口、渡部（内線 3080）
上記要請について
災害対策課
柴田・工藤・新井（内 4947、4948）